

第4期後期高齢者支援金の加算・減算制度に関するQ & A（2027年度以降支援金）
新旧対照表

※改正は傍線部分（令和8年5月21日一部改正）

改正後	改正前
第4期後期高齢者支援金の加算・減算制度に関するQ & A （2027年度以降支援金） Q 1～Q23 （略） <u>Q24. 【大項目5－③】「重複投薬・多剤投与、セルフメディケーション、リフィル処方箋・長期処方、バイオシミラー等」とありますが、全ての取組が必要ですか。</u> <u>A. 重複投薬・多剤投与、セルフメディケーション、リフィル処方箋・長期処方、バイオシミラー等のいずれかの取組を行っていただければ該当します。</u> Q25. 【大項目5－④】適正服薬の取組の対象者の抽出基準は決まっていますか。 A. 保険者において設定した抽出基準で差し支えありません。 Q26. 【大項目5－④】適正服薬の取組を医療専門職以外の者が行う場合は、どのような方法で行えばよいでしょうか。 A. 個々の疾病や薬剤に関する専門知識が必要なため、服薬情報を通知する場合には、かかりつけ医師又はかかりつけ薬剤師に相談するように促してください。また、個別に指導を行う場合は、医師又は薬剤師が行ってください。 <u>尚、改正前Q26～28、45については削除</u>	第4期後期高齢者支援金の加算・減算制度に関するQ & A （2027年度以降支援金） Q 1～Q23 （略） <u>Q24. （新設）</u> Q25. 【大項目5－③】適正服薬の取組の対象者の抽出基準は決まっていますか。 A. 保険者において設定した抽出基準で差し支えありません。 Q26. 【大項目5－③】適正服薬の取組を医療専門職以外の者が行う場合は、どのような方法で行えばよいでしょうか。 A. 個々の疾病や薬剤に関する専門知識が必要なため、服薬情報を通知する場合には、かかりつけ医師又はかかりつけ薬剤師に相談するように促してください。また、個別に指導を行う場合は、医師又は薬剤師が行ってください。 <u>尚、改正前Q26～28、45については削除</u>